

令和3年度分 市民税・県民税申告の手引



市民税・県民税（住民税）は、様々な行政サービスを提供するための財源として、市民の皆さまに負担いただく大切な税金です。この手引を御覧いただき、申告をお願いします。

1 新型コロナウイルス感染防止対策のお願い

申告会場の3密を防ぎ新型コロナウイルス感染を防止するため御協力をお願いします。

- (1)お住まいの地区ごとに割り振らせていただいた日程・会場にお越しくください。(7、8ページ「地区割表」) 割り振らせていただいた日程での御来場が難しい方は、別の日程・会場でも申告可能ですが、御協力をお願いします。(6ページ「申告会場 日程表」)
- (2)会場での検温・手の消毒・マスクの着用にご協力ください。
- (3)発熱等の症状が出ている方は御来場をお控えください。
- (4)市民税・県民税申告は自主提出、郵送申告を御利用ください。(2ページ「5 申告方法」)
- (5)所得税の確定申告はインターネット(PC、スマホ、タブレット等)を利用した電子申告を御利用ください。詳しくはホームページを御覧ください。



2 市民税・県民税の申告受付日時・会場

(1)申告日時

申告期間：令和3年2月16日(火)～3月15日(月)
申告時間：午前8時30分開場、午前9時申告受付開始

(2)地区ごとの日程・会場

7、8ページ「地区割表」、6ページ「申告会場 日程表」を御覧ください。
期間中の申告書作成の御相談は各申告会場又は税務署でお願いします(市役所税務課窓口では作成された申告書の受付のみ行います)。

3 申告の対象者

(1)市民税・県民税の申告が必要な方

令和3年1月1日現在、上田市にお住まいの方で、以下に該当する方は市民税・県民税の申告が必要です。ただし、税務署に確定申告書を提出した方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。申告が必要か判断するため、5ページのフローチャート「あなたは市民税・県民税の申告が必要ですか？」も御覧ください。

- ①営業等、農業、不動産、配当、雑、一時、譲渡等の収入があった方
- ②給与や年金の収入があった方で、別の収入があった方や所得控除を申告する方
給与が年末調整済みである、もしくは公的年金等の収入の合計額が400万円以下であり、その他の所得の合計額が20万円以下である方(所得税の還付申告などで確定申告書を提出した方を除く)。
- ③申告をすることで市民税・県民税が非課税となる方
障害者、ひとり親、寡婦、未成年者で、令和2年中の合計所得が135万円以下の方は申告することで非課税となります。
- ④令和2年中に収入がなかった方や、遺族年金や障害年金等の非課税所得のみの方
国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等に加入されている方や、福祉・公営住宅・教育関係の制度等において市民税・県民税の申告が必要とされている方。各種制度に関する詳細は、各担当課へお問い合わせください。【国保年金課(Tel 75-7101) 高齢者介護課(Tel 23-6246) 福祉課(Tel 23-5130) 住宅課(Tel 23-5176) 子育て・子育て支援課(Tel 23-5106)】

(2)税務署での申告が必要な方(詳しくは、税務署にお問い合わせください)。
下記に該当する方は、税務署での申告をお願いします。

- ①令和元年台風19号等の自然災害による雑損控除の申告をする方
 - ②青色申告の方
 - ③株式や土地の譲渡所得がある方
 - ④山林所得がある方
 - ⑤住宅借入金等特別控除の申告をする方 等
- ※上田税務署では、コロナ対策のため令和3年2月1日から確定申告を受け付けます。

上田税務署

〒386-8720
上田市中央西 2-6-22
Tel 22-1234

4 申告に必要なもの

申告を短時間で終わらせるため、(1)、(2)を必ずお持ちください。
また、事前に、収入・経費・医療費等合計の計算をお願いします。

- (1)市民税・県民税申告書(申告会場にも用意してあります)
- (2)印鑑
- (3)令和2年中の収入や必要経費等が分かるもの

給与、公的年金等の源泉徴収票	源泉徴収票の再発行は ①給与：お勤め先 ②公的年金：日本年金機構ねんきんダイヤル(Tel 0570-05-1165)
収支計算書や帳簿類等	事前に収入・経費合計の計算をお願いします。

(4)各種控除に必要な領収書、証明書等

社会保険料控除	支払証明書、控除証明書、領収書等 国民年金保険料の控除証明書の再発行は日本年金機構：ねんきん加入者ダイヤル(Tel 0570-003-004)もしくは小諸年金事務所(Tel 0267-22-1080)
医療費控除	医療費の明細書、領収書又は医療費通知(事前に医療費の合計を計算してください)
生命保険料、地震保険料控除	保険会社等の控除証明書、払込証明書
障害者控除	身体障害者手帳や療育手帳等
寄附金控除	寄附金の領収書等

(5)マイナンバーカード(申告者本人・扶養親族のもの)

マイナンバーカードではなく個人番号通知カードや個人番号記載の住民票等をお持ちになる場合

- 申告者本人の運転免許証等の顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。
- 顔写真付きの身分証明書をお持ちでない方は、保険証、住民基本台帳カード、年金証書等の証明書等2点以上の提示が必要です。
- 郵送で申告書を提出する場合はこれらの証明書等の写しの同封が必要です。

5 申告方法

申告会場は大変混雑します。コロナ対策のため、(2)自主提出、(3)郵送提出を御利用ください。

- (1)申告会場で作成して提出
- (2)自主提出
署名・押印した市民税・県民税申告書と必要書類(「4 申告に必要なもの」参照)を次の場所に設置された「提出箱」に提出してください。設置場所：申告会場、市役所税務課、各地域自治センター
- (3)郵送提出
署名・押印した市民税・県民税申告書と必要書類(「4 申告に必要なもの」参照)を6の提出先に郵送してください。

6 郵送の提出先及び市民税・県民税の申告に関する問い合わせ先

〒386-8601 上田市大手1-11-16 「上田市役所 財政部 税務課 市民税係」宛
Tel 23-5115 ※各地域自治センターには税の担当部署がありませんので、「税務課市民税係」までお問い合わせをお願いします。